

表紙共 5 枚

仕様書番号 第 37 号
作成年月日 5. 11. 10
作成者 座間駐屯地 業務隊
管理科 営繕班
防衛技官 氣田 優

J - 2 2 建物給水設備改修工事

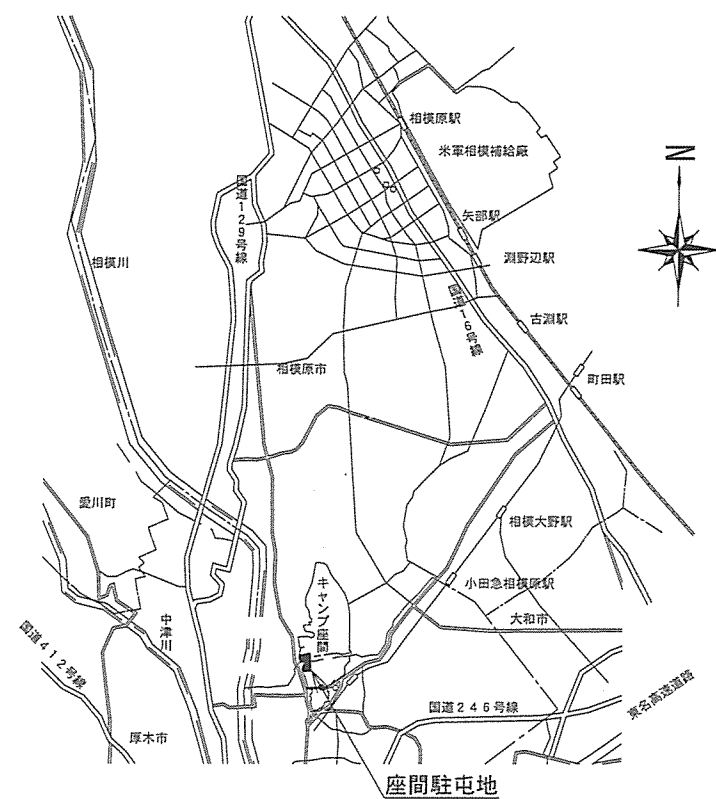
業務隊長	管理科長	営繕班長	環保専門官	工事企画係	給排水係	管 財 係		設 計 者
								
工 事 件 名	J - 2 2 建物給水設備改修工事						図面番号	1 / 5
種 別	表 紙						縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 座 間 駐 屯 地 業 務 隊 管 理 科							令和 5 年 1 1 月 1 0 日	

仕 様 書

- 1 件 名
J-22建物給水設備改修工事
- 2 場 所
神奈川県相模原市南区新戸2958番地 陸上自衛隊座間駐屯地内
- 3 概 要
給水塔新設 1基
- 4 一般事項
- (1) 本工事は、本特記事項による他、下記仕様書によるものとする。
※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
公共工事建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）
公共工事建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）
- (2) 工事実施に際して関係法令及び諸規則を遵守するものとする。また、工事現場及び許可された場所以外の無断立入は厳禁とする。
- (3) 請負者は仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (4) 本工事に際して本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。また、納まり等による軽微な変更が生じた場合は、その都度監督官と協議を行うものとする。その際は、請負金額及び工期等の変更は行わないものとする。
- (5) 請負者は本工事実施に際して本工事範囲以外を汚破損した場合は、請負者の責任により原形に復旧するものとする。
- (6) 工事実施に際して安全帽の着用又、高所作業の場合は安全帯等の着用の適切な処置を行い、安全管理には十分留意すると共に工事終了後は現場の整理整頓、清掃を実施するものとする。
- (7) 工事写真は、施工前、施工中、施工後及び監督官の指示する場所を撮影し、工事完了後に整理したものを1部提出するものとする。
- (8) 請負者は着工に先立ち、監督官と協議の上、実施工程表を作成し承諾を得るものとする。
- (9) 請負者は、官側が指示する様式に従い必要書類を作成し遅滞なく監督官へ提出するものとする。
- (10) 工事で使用する電気・水については、請負者が準備するものとする。やむを得ず使用する場合は監督官と協議の上、請負者負担により計器を設置し使用量を官側の規定により支払うものとする。
- (11) 工事で発生した金属くずについては、監督官が指示する場所に集積するものとする。その他、全ての廃棄物について、産業廃棄物処理としマニフェストE票の写しを工期内に監督官に提出するものとする。
- (12) 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負者が負うものとする。
- (13) 工事期間中、現場代理人は工事現場に常駐し、上記現場管理を徹底すると共に、監督官の指示を確実に遂行できる状態を確保するものとする。
- (14) 工事実施時間帯は平日0830～1700までとし、土曜日、日曜日、及び祝祭日の工事は原則として実施しないものとする。
- (15) 座間キャンプ内への入門に際しては、在日米陸軍が定める関係規則に従い以下のとおりとする。
ア 本役務を実施する作業員及び車両については、本工事期間中の座間キャンプ内入門にかかる申請を官側で実施するため、請負者は契約後に、氏名等監督官が指示する事項を速やかに提出するものとする。
イ アにおいて本工事を実施する作業員及び車両のうち、事前に提出した作業員又車両以外の作業員又は車両が当日に座間キャンプ内の入門を行う場合は、請負者は監督官に速やかに通報するとともに、キャンプ入門までに別途監督官が指示する書類等を事前に準備し、在日米陸軍に提示又は供託できるようにすることとする。
ウ イにおいて供託できる書類等は以下に掲げるものとする。
ただし、現住所と記載内容が一致しない場合は供託できない。また（イ）及び（ウ）については、本籍地住所が記載された六ヵ月以内に発行した住民票の写しを併せて提示できるようにすることとする。
(ア) 自動車運転免許証（運転者は除く）
(イ) パスポート
(ウ) 住民基本台帳カード又はマイナンバーカード（顔写真が添付されているものに限る）
- エ 各項において要する書類等の取得及び作成にかかる費用及び事務作業費については請負者の負担とし、監督官が指示する事項を満たせなかった場合の契約期間延長及び契約金額変更等は認めないものとする。

- 5 特記事項
- (1) 使用材料
- ア 配管：水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VD）とする。
- イ 弁類：給水用（コアタイプ）とする。
- ウ 量水器：直読式水道メーター
- エ 量水器ボックス：樹脂製口径40A用とする。
- オ サクションホース：φ38×3m 端部は、フランジ、カフス取付とする。
- カ 支柱：溝形鋼 [125×65×6t（亜鉛ドブメッキ）]とする。
- キ 基礎：型枠にコンクリート二次製品の使用も可能とする。
- (2) 施工
- ア 土工事
- (ア) 根切り前に埋設物等を確認し、埋設物に損傷を与えないように実施すること。
- (イ) 埋戻しは、埋設配管に損傷を与えないように締固める。
- イ 配管工事
- (ア) 既存配管撤去は、残置配管に損傷を与えないように実施すること。
- (イ) 配管の接続は、図示以外はねじ込み式とする。
- ウ 保温工事
- (ア) 保温工事は、建物屋内から最初の地面までとする。
- (イ) 保温の種別で、屋内配管はb.(ロ).Ⅷとし、屋外配管はe2.(ロ).Ⅷとする。
- (3) 発生材の処理
- 配管撤去に伴う保温材及び発生土は、駐屯地外処分とする。

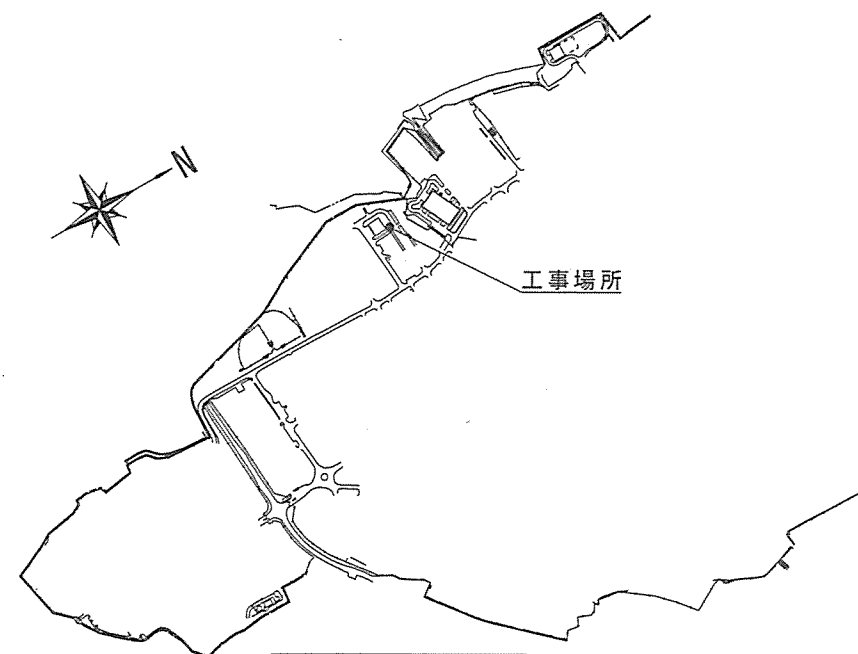
検 印			
検査官	監督官		
			
工事件名	J-22建物給水設備改修工事	図面番号	2 / 5
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		令和5年11月10日	



案内図 S=1/X

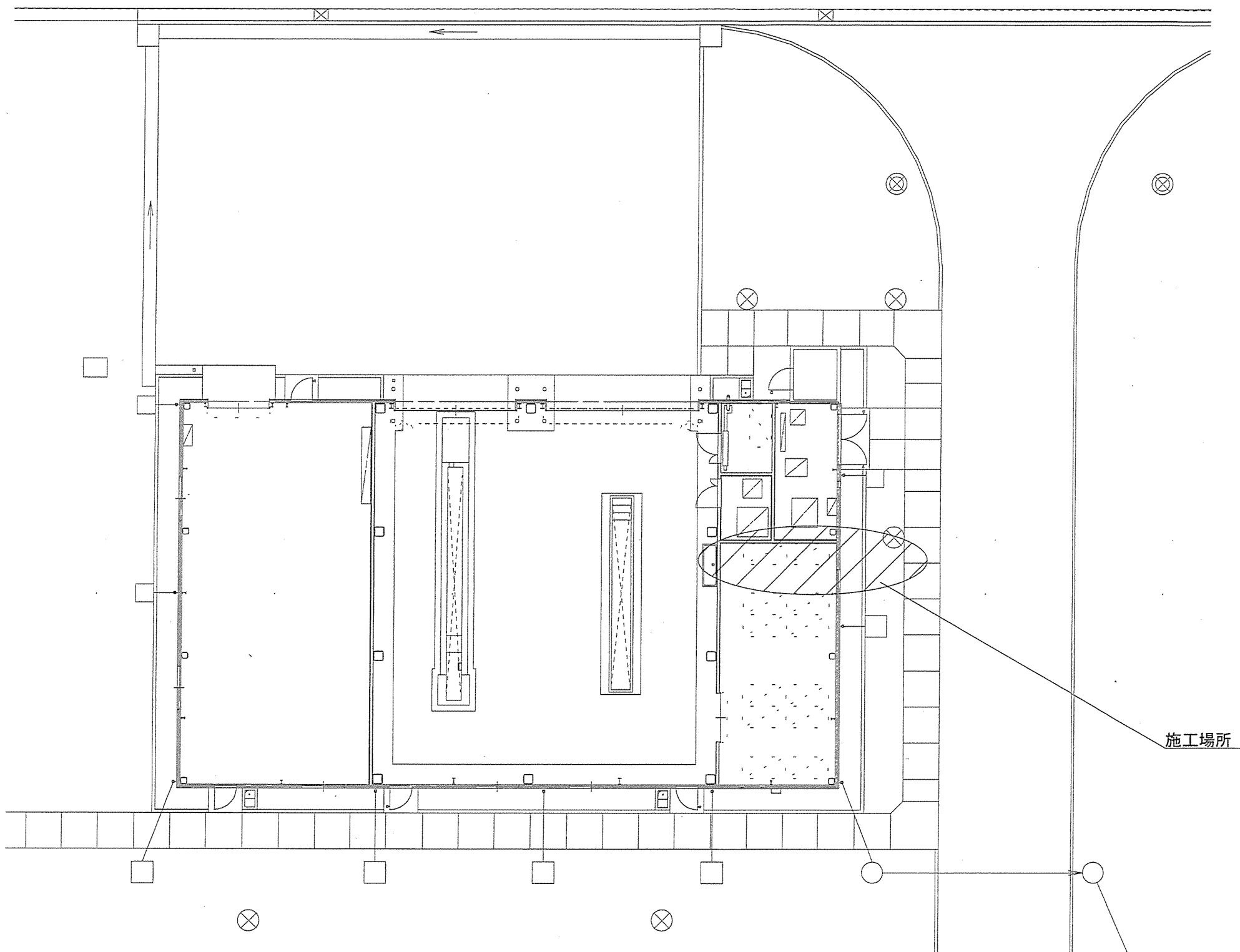


駐屯地内配置図 S=1/3000



配置図 S=1/X

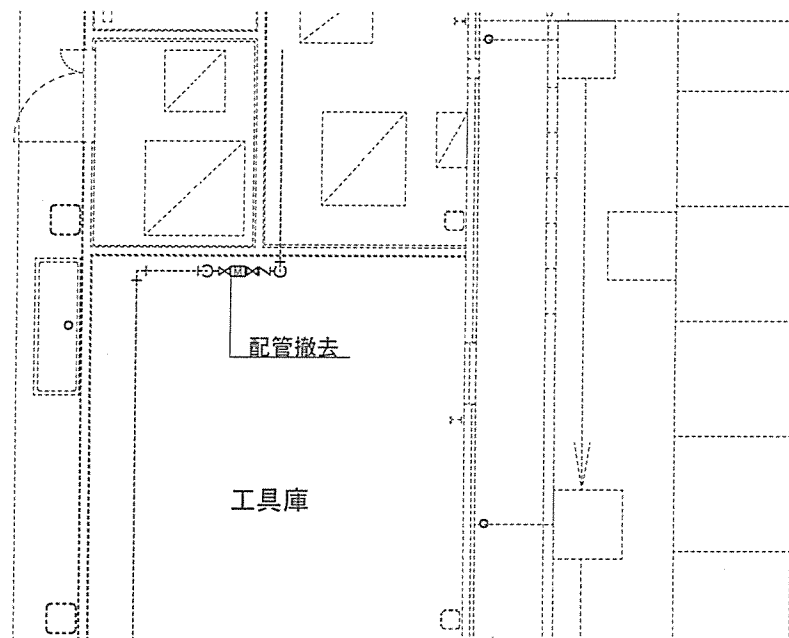
検 印			
検査官	監督官		
			
工事件名	J-22建物給水設備改修工事	図面番号	3 / 5
種 別	案内図、配置図	縮 尺	
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		令和5年11月10日	



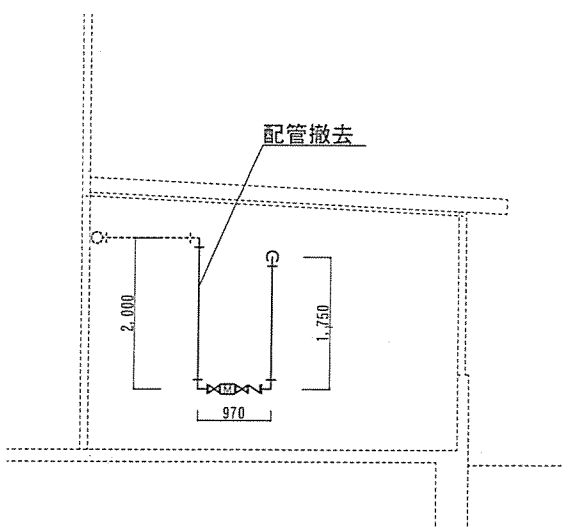
J - 2 2 建物平面図 S=1/200

工事件名	J - 2 2 建物給水設備改修工事	図面番号	4 / 5
種 別	平面図	縮 尺	1/200
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		令和5年11月10日	

検 印	
検査官	監督官
	



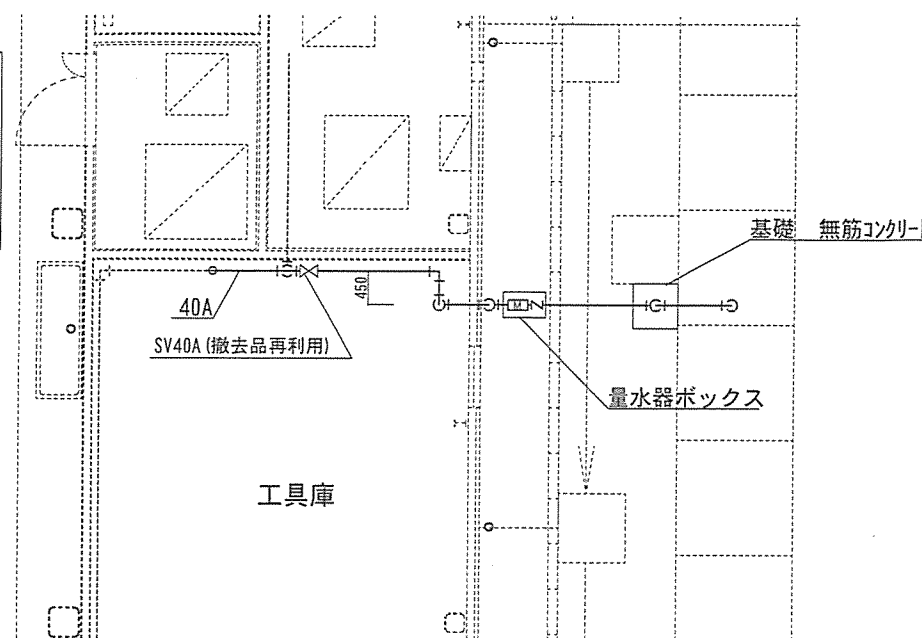
平面図 S=1/100



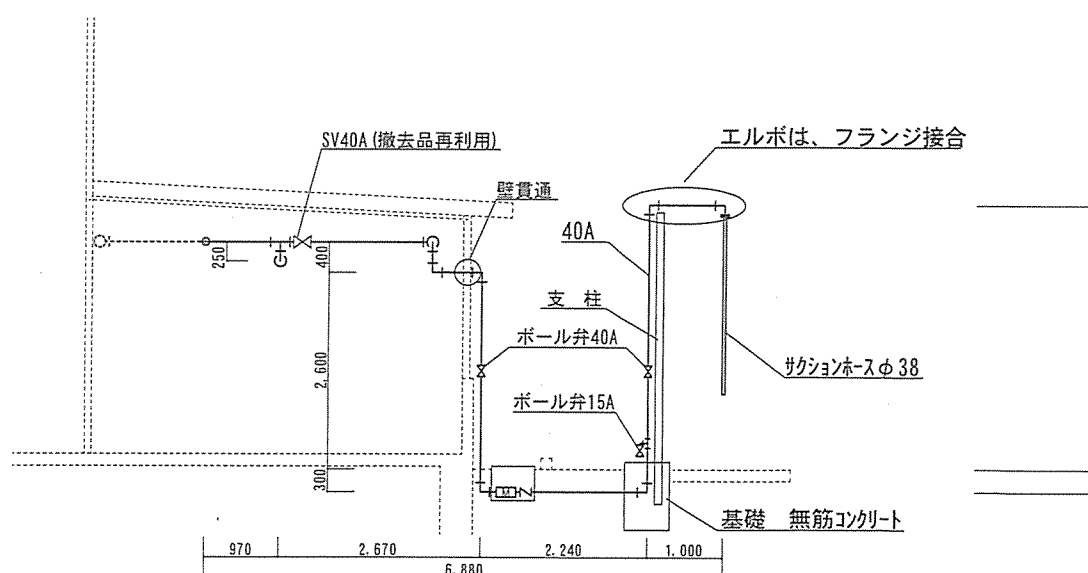
断面図 S=1/100

施工前

撤去数量
配管40A (保温材含む) 4.7m
SV40A 2個
逆止弁40A 1個
水道メーター 1個



平面図 S=1/100



断面図 S=1/100

施工後

新設数量
配管40A 14.7m
保温工事 室内4.7m、屋外2.4m
SV40A (撤去品再利用) 1個
ボール弁40A 2個
ボール弁15A 1個
逆止弁40A 1個
量水器ボックス (樹脂製40A用) 1個
サクションホースφ38*3m (フランジ、カプ取付) 1本
支柱 溝形鋼 (亜鉛ドブメッキ) 6*125*65*4m 1本
基礎 無筋コンクリート (600□*H900) 1箇所
壁貫通 (φ50木毛板、鉄板) 1箇所

検 印	
検査官	監督官

工事件名	J-22 建物給水設備改修工事	図面番号	5 / 5
種 別	配管図	縮 尺	1/100
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		令和5年11月10日	